

東大阪市上下水道局有料広告掲載基準

平成 2 5 年 8 月 2 9 日

東大阪市上下水道局内規第共 2 1 号

(趣旨)

第 1 条 この基準は、東大阪市上下水道局有料広告掲載要綱（平成 2 5 年東大阪市上下水道局内規第共 2 0 号）第 3 条の規定に基づき、広告掲載の基準として、必要な事項を定める。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第 2 条 広告掲載する広告は、社会的に信用度が高く、公序良俗に反せず、市民福祉の理念に沿い、市民に不利益を与えない中立性のあるものとし、広告の内容及び表現が、それにふさわしい信用性及び信頼性を持てるものでなければならない。

(個別の基準)

第 3 条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告の内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、東大阪市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が、別に定めるものとする。

(業種又は業者)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する業種又は業者に係る広告は掲載することができない。なお、広告の表示中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）

第 2 条に該当するもの

(2) 消費者保護の観点からふさわしくないもの

(3) たばこに係るもの

(4) 法律に定めない医療類似行為を行うもの

(5) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）又は会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）による再生又は更生手続中のもの

(6) 東大阪市又は東大阪市上下水道局（以下「局」という。）の入札参加停止措置を受

けているもの

- (7) 本市の市税、水道料金又は下水道使用料を滞納しているもの
- (8) 上下水道工事事業者の広告又は上下水道関連商品に関するもの
- (9) その他公有財産の性質等により広告を表示する業種又は業者として適当でないと認められるもの

(掲載基準)

第5条 次のいずれかに該当する内容の広告は、掲載することはできない。また、広告の表示中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。なお、局は広告の案ごとに、その具体的内容を判断するものとし、修正・削除等の変更が必要な場合は、局が直接広告を募集する者又は広告募集業者（以下「広告主等」という。）に指示できるものとし、広告主等は正当な理由がない場合は、修正・削除に応じなければならない。

- (1) 法令等により製造、販売、提供等を行うことができない商品又はサービス、許可等を受けていない商品、その他広告として掲載することが適当でないと認められる商品又はサービスに係るもの
- (2) 他の者を誹謗し、中傷し、若しくは排斥するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 不当な差別等人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 公の選挙の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 宗教団体による布教推進を目的とするもの又はそのおそれがあるもの
- (6) 第三者の著作権その他の財産権、プライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (7) 非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又はそのおそれのあるもの
- (8) 広告する商品又はサービスとは無関係に裸体等を表示することによって単に目立たせるもの
- (9) 次のいずれかに該当するものであって、青少年にとって有害であると認められるもの
 - ア 性的感情を著しく刺激するもの
 - イ 犯罪を著しく誘発するおそれのあるもの
 - ウ 粗暴性、残虐性を著しく助長するもの
- (10) 消費者の利益の確保及び公正な競争の確保を妨げるおそれのある次の表示を含む

広告

ア 実際よりも、又は競争事業者のものよりも、著しく優良又は有利であると消費者に誤認される表示（合理的な根拠を示す資料を求めた場合において、提出がない場合は不当表示とみなすこととする。）

イ その他消費者を誤認させるおそれのある表示

ウ 射幸心をあおる表示

（委任）

第6条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この基準は、平成25年9月1日から施行する。